三、㈱丸の内カラー現像所に対する件

平成五年（排）第一六号

排除命令

富山市星井町三丁目六番一八号
株式会社丸の内カラー現像所
右代表者　代表取締役　高木勝夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社丸の内カラー現像所は、一般消費者を対象に、平成五年七月二一日から同年八月三一日までの期間において、「夏の同時プリントセール」等と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項及び第三項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、カラーフィルムの現像・焼付けの取引に関し、一般消費者を対象に、前記告示第一項第一号に該当する方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社丸の内カラー現像所（以下「丸の内カラー」という。）は、肩書地に本店を置き、写真現像・焼付業、写真機・写真材料、家庭電気製品等の小売業等を営む事業者である。

二(一)　丸の内カラーは、富山県、石川県及び福井県に所在する一六店舗において、平成五年七月二一日から同年八月三一日までを期間とし、「夏の同時プリントセール」等と称して、一般消費者を対象に、期間中にカラーフィルム一本の現像及び焼付けを同時に注文した者に対し、抽選により、一等ビデオカメラ（六万九八〇〇円相当）三名、二等カメラ（三万四八〇〇円相当）一〇名、三等カメラ（四、三〇〇円相当）三〇名、以下八等までの景品類（総額三九三万円相当）をそれぞれ提供することを企画し、これを実施した。

(二)　懸賞により提供することができる景品類の最高額は懸賞に係る取引の価額が五〇〇円以上五万円未満の場合一万円であるところ、前記企画において、懸賞に係る取引の価額のうち最低のものは九〇六円と認められるから、丸の内カラーが懸賞により提供することができる景品類の最高額は一万円であり、前記の景品類のうち一等及び二等の価額は、この制限を超えるものである。

また、懸賞により提供することができる景品類の総額は懸賞に係る取引の予定総額の一〇〇分の二までであるところ、丸の内カラーの前記企画の懸賞に係る取引の予定総額は二〇四三万円と認められるから、同社が懸賞により提供することができる景品類の総額は四一万円までであり、前記景品類の総額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、丸の内カラーの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同告示第二項及び第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成五年一二月二二日

公正取引委員会

委員長　小粥正巳

委員　股野景親

委員　植木邦之

委員　佐藤勲平

委員　松植敏